

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局老人保健課

介護保険最新情報

今回の内容

介護保険の地域支援事業における
在宅医療・介護連携推進事業の手引きについて
計1枚（本紙を除く）

Vol.871

令和2年9月2日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線3992、3993)
FAX：03-3595-4010

老老発0902第1号
令和2年9月2日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省老健局老人保健課長
（ 公 印 省 略 ）

介護保険の地域支援事業における在宅医療・介護連携推進事業の手引きについて

平成29年10月25日付け老老発1025第1号厚生労働省老健局老人保健課長通知によりお示ししてきた標記の手引きについては、第8期介護保険事業（支援）計画期間から、地域の実情に応じた柔軟な取組を可能としつつ、取組の更なる充実が図られるよう、在宅医療・介護連携推進事業の見直しにあわせ、今般、手引きの改訂を行ったところである。

新たな「在宅医療・介護連携推進事業の手引き（Ver. 3）」については、厚生労働省ホームページに掲載をしているところであるので、御了知の上、管内各市町村に周知を図るとともに、実施の参考にされたい。

なお、第8期介護保険事業（支援）計画期間に向け、在宅医療・介護連携推進事業に関する介護保険法施行規則についても、見直しを行うことを予定していることを申し添える。

○在宅医療・介護連携推進事業の手引き（Ver. 3）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000060713.html>

※手引きの主な改訂内容については、都道府県等の担当者への研修会で説明を予定

【担当】

厚生労働省老健局老人保健課

電話：03-5253-1111（内線 3992、3993）

FAX：03-3595-4010